

北九州市公報

発 行 所
北九州市小倉北区城内 1 番 1 号
北 九 州 市 役 所

目 次

	◇ 告 示	ページ
○ 居宅サービス事業者、介護予防サービス事業者及び居宅介護支援事業者の指定【保健福祉局地域福祉部介護保険課】		2
○ 指定居宅サービス事業者、指定介護予防サービス事業者及び指定居宅介護支援事業者からの廃止の届出【保健福祉局地域福祉部介護保険課】		5
○ 徴収事務の委託【産業経済局新成長戦略推進部産業政策課】		6
○ 徴収事務の委託【市民文化スポーツ局市民総務部戸籍住民課】		7
○ 特定地域型保育事業者の確認【子ども家庭局子ども家庭部幼稚園・こども園課】		8
○ 特定教育・保育施設の確認【子ども家庭局子ども家庭部幼稚園・こども園課】		10
○ 収納事務の委託【環境局循環社会推進部業務課】		12
○ 瀬戸内海環境保全特別措置法の規定による特定施設の設置の許可申請【環境局環境監視部環境監視課】		13
○ 道路の区域変更【建設局総務部管理課】		16
○ 道路の供用開始【建設局総務部管理課】		17
	◇ 公 告	
○ 特定調達契約に係る一般競争入札の公告【市民文化スポーツ局市民総務部総務区政課】		18
○ 区役所電話通信回線サービスの提供業務契約に係る一般競争入札の公告【市民文化スポーツ局市民総務部総務区政課】		21
○ 北九州市環境影響評価条例による対象事業内容変更届出書の提出【環境局環境監視部環境監視課】		23

北九州市告示第181号

介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第41条第1項、第53条第1項及び第46条第1項の規定に基づき、居宅サービス事業者、介護予防サービス事業者及び居宅介護支援事業者を指定したので、法第78条、第115条の10及び第85条の規定により、次のように告示する。

平成29年4月17日

北九州市長 北 橋 健 治

1 訪問入浴介護及び介護予防訪問入浴介護

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	指定年月日
4070301199	パナソニックエイジフリーケアセンター北九州戸畑・訪問入浴	北九州市戸畑区菅原二丁目11番22号	パナソニックエイジフリー株式会社	平成29年4月1日

2 訪問看護及び介護予防訪問看護

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	指定年月日
4066590086	産業医科大学若松病院訪問看護ステーション	北九州市若松区浜町一丁目17番1号	学校法人産業医科大学	平成29年4月1日

3 通所介護及び介護予防通所介護

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	指定年月日
4070301207	パナソニックエイジフリーケアセンター北九州戸畑・デイサービス	北九州市戸畑区菅原二丁目11番22号	パナソニックエイジフリー株式会社	平成29年4月1日
4070505294	妙香デイサービス小倉南	北九州市小倉南区津田一丁目3番2号	株式会社妙香	平成29年4月1日
4070602026	デイサービスセンター想い	北九州市八幡東区祇園二丁目9番5号	合同会社想い	平成29年4月1日
4070602034	デイサービスセンター東風館	北九州市八幡東区松尾町23番16号	社会福祉法人ふらて福祉会	平成29年4月1日

4 介護予防通所介護

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	指定年月日

4070 5053 28	ふれあい家族デ イサービスセン ター徳力	北九州市小倉南 区徳力一丁目2 5番37号	有限会社故 郷	平成29 年4月1 日
--------------------	----------------------------	-----------------------------	------------	-------------------

5 短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護

事業所番 号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名 称	指定年月 日
4070 3012 15	パナソニック エイジフリーケ アセンター北九 州戸畑・ショー トステイ	北九州市戸畑区 菅原二丁目11 番22号	パナソニッ クエイジフ リー株式会 社	平成29 年4月1 日

6 福祉用具貸与及び介護予防福祉用具貸与

事業所番 号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名 称	指定年月 日
4070 5053 02	株式会社アライ ヴ	北九州市小倉南 区八幡町19番 11号	株式会社ア ライヴ	平成29 年4月1 日

7 特定福祉用具販売及び特定介護予防福祉用具販売

事業所番 号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名 称	指定年月 日
4070 5053 10	株式会社アライ ヴ	北九州市小倉南 区八幡町19番 11号	株式会社ア ライヴ	平成29 年4月1 日

8 居宅介護支援

事業所番 号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名 称	指定年月 日
4070 6020 18	ケアプランセン ター想い	北九州市八幡東 区祇園二丁目9 番5号	合同会社想 い	平成29 年4月1 日
4070 7070 07	株式会社ハイラ イフ 福祉事業 センター	北九州市八幡西 区茶屋の原二丁 目5番20号	株式会社ハ イライフ	平成29 年4月1 日
4070 7070 15	ケアプランセン ターほがらか	北九州市八幡西 区中の原一丁目 13番39号	合同会社ケ アプランセ ンターほが らか	平成29 年4月1 日
4070 7070 23	ケアプラン い ちご一会	北九州市八幡西 区大字本城27 70番地の2	株式会社A LWAYS	平成29 年4月1 日
4070 7070 31	ケアプラン セ カンドライブ	北九州市八幡西 区陣原五丁目7 番6-605号	有限会社美 音ライブサ ポート	平成29 年4月1 日
4070 7070	ケアプランセン ター ひなた	北九州市八幡西 区下上津役三丁	合同会社ク ラウドナイ	平成29 年4月1 日

北九州市告示第182号

介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第75条第2項、第115条の5第2項及び第82条第2項の規定に基づき、指定居宅サービス事業者、指定介護予防サービス事業者及び指定居宅介護支援事業者から廃止の届出があったので、法第78条、第115条の10及び第85条の規定により、次のように告示する。

平成29年4月17日

北九州市長 北 橋 健 治

1 通所介護及び介護予防通所介護

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	廃止年月日
4070503141	さくら苑デイサービスセンター	北九州市小倉南区横代北町一丁目22番1号	有限会社三輝C.N.W	平成29年3月31日

2 介護予防通所介護

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	廃止年月日
4070505211	妙香デイサービス小倉南	北九州市小倉南区津田一丁目3番2号	株式会社妙香	平成29年3月31日

3 短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	廃止年月日
4070600053	特別養護老人ホーム 花の王善興園	北九州市八幡東区花尾町2番14号	社会福祉法人善興会	平成29年3月31日

4 居宅介護支援

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	廃止年月日
4070301033	ふれあいの風中原居宅介護支援事業所	北九州市戸畑区中原西三丁目3番26号	NPO法人ふれあいの風	平成29年3月31日

北九州市告示第183号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項及び北九州市会計規則（昭和39年北九州市規則第49号）第40条第1項の規定により、北九州テレワークセンターの使用料の徴収事務を次のとおり委託した。

平成29年4月17日

北九州市長 北橋健治

受託者		委託期間
名称	住所	
公益財団法人北九州産業学術推進機構	北九州市若松区ひびきの2番1号	平成29年4月1日から平成30年3月31日まで

北九州市告示第184号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項及び北九州市会計規則（昭和39年北九州市規則第49号）第40条第1項の規定により、若松高須郵便局及び八幡南郵便局における証明書交付手数料の徴収事務を次のとおり委託した。

平成29年4月17日

北九州市長 北 橋 健 治

受 託 者		委 託 期 間
名 称	住 所	
日本郵便株式会社	東京都千代田区霞が関一丁目3番2号	平成29年4月1日から平成30年3月31日まで

北九州市告示第185号

子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第29条第1項の規定により特定地域型保育事業者の確認を行ったので、同法第53条の規定により、次のとおり告示する。

平成29年4月17日

北九州市長 北 橋 健 治

事業所の名称	種類	所在地	事業者の名称	確認年月日
そよかぜ保育園	小規模保育事業	北九州市小倉北区片野新町三丁目1番1号	株式会社オーエス	平成29年4月1日
つだ星の子保育園	小規模保育事業	北九州市小倉南区津田一丁目2番40号	社会福祉法人相和会	平成29年4月1日
津田どれみ保育園	小規模保育事業	北九州市小倉南区津田新町一丁目16番43号	徳永眞砂子	平成29年4月1日
鴨生田ふえありいのおうち	小規模保育事業	北九州市若松区畠田三丁目1番58号	社会福祉法人みどり会	平成29年4月1日
たかみBeBe	小規模保育事業	北九州市八幡東区荒生田三丁目5番25号	学校法人高見学園	平成29年4月1日
ちやま保育園	小規模保育事業	北九州市八幡東区大蔵二丁目18番8号	学校法人三島学園	平成29年4月1日
ポニーKids保育園	小規模保育事業	北九州市八幡西区下上津役一丁目20番113号	学校法人真観学園	平成29年4月1日
ほっぺるランド穴生	小規模保育事業	北九州市八幡西区穴生四丁目9番3号	株式会社テノ・コーポレーション	平成29年4月1日
宇佐町さわやか保育園	事業所内保育事業	北九州市小倉北区宇佐町二丁目5番1号	社会福祉法人さわやか会	平成29年4月1日

キッズルーム・ハグ	事業所内 保育事業	北九州市小倉 南区中曾根東 二丁目10番 5号	ヒューマンブ リッジ株式会 社	平成29年 4月1日
ひかりと大地の 保育園	事業所内 保育事業	北九州市若松 区大字安屋3 310番3号	社会福祉法人 孝徳会	平成29年 4月1日

北九州市告示第186号

子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第27条第1項の規定により特定教育・保育施設の確認を行ったので、同法第41条の規定により、次のとおり告示する。

平成29年4月17日

北九州市長 北 橋 健 治

施設の名称	種類	所在地	設置者の名称	確認年月日
あかつき幼稚園	幼稚園	北九州市小倉 北区黄金二丁目 8番31号	学校法人浄暁 学園	平成29年 4月1日
小倉カトリック幼稚園	幼稚園	北九州市小倉 北区昭和町1 4番7号	宗教法人カトリック福岡司 教区	平成29年 4月1日
森林幼稚園	幼稚園	北九州市小倉 北区妙見町1 番32号	円通学園	平成29年 4月1日
お宮の里幼稚園	幼稚園	北九州市小倉 南区沼本町四 丁目18番5 号	学校法人川江 学園	平成29年 4月1日
神理幼稚園	幼稚園	北九州市小倉 南区徳力五丁 目10番10 号	学校法人神理 学園	平成29年 4月1日
清和幼稚園	幼稚園	北九州市小倉 南区湯川三丁 目3番30号	学校法人清磨 学園	平成29年 4月1日
小石幼稚園	幼稚園	北九州市若松 区棚田町11 番28号	小石学園	平成29年 4月1日
若松天使園	幼稚園	北九州市若松 区白山一丁目 9番50号	宗教法人カトリック福岡司 教区	平成29年 4月1日
教学寺幼稚園	幼稚園	北九州市戸畑 区新池二丁目 10番1号	宗教法人教学 寺	平成29年 4月1日
戸畑天使園	幼稚園	北九州市戸畑 区千防一丁目 11番22号	宗教法人カトリック福岡司 教区	平成29年 4月1日

認定こども園 東筑紫短期大 学附属幼稚園	認定こ ども園	北九州市小倉 北区下到津五 丁目3番14 号	学校法人東筑 紫学園	平成29年 4月1日
認定こども園 精華幼稚園	認定こ ども園	北九州市若松 区和田町13 番12号	学校法人百華 学園	平成29年 4月1日

北九州市告示第187号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項及び北九州市会計規則（昭和39年北九州市規則第49号）第40条第1項の規定により、し尿処理手数料の収納事務を次のとおり委託した。

平成29年4月17日

北九州市長 北橋健治

受託者		委託期間
名称	住所	
北九州地域環境協同組合連合会	北九州市小倉北区中井二丁目7番3号	平成29年4月3日から平成30年3月31日まで

北九州市告示第188号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号）第5条第1項の規定による特定施設の設置の許可申請があったので、同条第4項の規定により、その概要を告示し、同条第3項に規定する事前評価に関する事項を記載した書面を、次のとおり公衆の縦覧に供する。

なお、当該特定施設の設置に関し利害関係を有する者は、縦覧期間満了の日までに、北九州市長に、事前評価に関する事項についての意見書を提出することができる。

平成29年4月17日

北九州市長 北 橋 健 治

1 申請の概要

(1) 申請者

北九州市八幡西区黒崎城石1番1号
三菱化学株式会社黒崎事業所
執行役員事業所長 渡部晴夫

(2) 工場又は事業場の所在地及び名称

北九州市八幡西区黒崎城石1番1号
三菱化学株式会社黒崎事業所

(3) 特定施設に関する事項

ア 種類、名称及び能力

種類	37号イ 洗浄施設
名称	D614
能力 (m ³ /回)	3.1

イ 使用時間間隔、1日当たりの使用時間、季節的変動並びに工事の着手、工事の完成及び使用開始の予定年月日

名称	D614
使用時間間隔	間欠
1日当たりの使用時間	24時間
季節的変動	なし
工事着手予定年月日	許可日以降
工事完成予定年月日	許可日以降
使用開始予定年月日	許可日以降

ウ 使用時において当該特定施設から排出される汚水等の1日当たりの量及び汚染状態

名称	D 6 1 4	
汚水等の量 (m ³ /日)	通常	8 2
	最大	8 2
水素イオン濃度	通常	1 ~ 9
	最大	9
化学的酸素要求量 (m g / ℓ)	通常	6 5
	最大	6 5

(4) 汚水等の処理施設に関する事項

ア 処理施設の名称、能力及び処理の方法

処理施設の名称	排水処理設備 A S A 2
能力	1 4, 0 0 0 m ³ /日
処理の方式	凝集沈殿法 + 活性汚泥法 + 凝集沈殿法

イ 使用時における当該汚水処理施設による処理後の汚水等の1日当たりの通常量及び最大量並びに当該汚水等の汚染状態の通常値及び最大値等

		設置前	設置後
汚水量 (m ³ /日)	通常	1 1, 0 7 5	同左
	最大	1 2, 6 5 4	同左
水素イオン濃度	通常	6 ~ 9	同左
	最大	6 ~ 9	同左
化学的酸素要求量 (m g / ℓ)	通常	1 5 9 . 1	同左
	最大	2 3 0	同左
浮遊物質量 (m g / ℓ)	通常	6 4 . 8	同左
	最大	8 6	同左
ノルマルヘキササン抽出 物質含有量 (m g / ℓ)	通常	—	同左
	最大	4	同左
フェノール類含有量 (m g / ℓ)	通常	—	同左
	最大	9	同左
窒素含有量 (m g / ℓ)	通常	1 2 9 . 3	同左
	最大	2 5 4	同左
りん 磷含有量 (m g / ℓ)	通常	8 . 9	同左
	最大	3 8	同左
ふっ素及びその化合物 (m g / ℓ)	通常	1	同左
	最大	6	同左

(5) 排水水に関する事項

ア 排水口名 排水口 No. 5

イ 水質

	設置前	設置後
排水水の量 (m ³ /日)	通常 63, 356	通常 同左
	最大 85, 991	最大 同左
水素イオン濃度	5 ~ 9	同左
化学的酸素要求量 (mg/l)	通常 38	通常 同左
	最大 45	最大 同左
浮遊物質 (mg/l)	通常 30	通常 同左
	最大 40	最大 同左
ノルマルヘキサン抽出 物質含有量 (mg/l)	通常 —	通常 同左
	最大 1	最大 同左
フェノール類含有量 (mg/l)	通常 —	通常 同左
	最大 1	最大 同左
窒素含有量 (mg/l)	通常 60	通常 同左
	最大 120	最大 同左
リン含有量 (mg/l)	通常 2.4	通常 同左
	最大 9	最大 同左
ふっ素及びその化合物 (mg/l)	通常 6	通常 同左
	最大 6.7	最大 同左

2 縦覧の期間及び場所

(1) 期間

平成29年4月17日から同年5月9日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く毎日午前8時30分から午後5時15分まで）

(2) 場所

北九州市小倉北区城内1番1号

北九州市環境局環境監視部環境監視課

3 意見書の提出要領

当該事前評価に関する事項についての意見をできるだけ具体的に記載した文書を、平成29年5月9日までに上記縦覧場所に到着するように提出すること。

北九州市告示第189号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、告示の日から2週間北九州市建設局総務部管理課において、一般の縦覧に供する。

平成29年4月17日

北九州市長 北 橋 健 治

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名等

整理番号	路線名	変更前後の別	区域変更の区間	幅員 (m)	延長 (m)
254	須磨園 南原曾 根線	前	北九州市小倉南区朽網西六丁目1386番1地先から 北九州市小倉南区朽網西五丁目1389番1地先まで	4.3 ～ 7.0	70.4
		後	北九州市小倉南区朽網西六丁目1386番1から 北九州市小倉南区朽網西五丁目1389番1地先まで	5.2 ～ 12.9	70.4

北九州市告示第190号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、告示の日から2週間北九州市建設局総務部管理課において、一般の縦覧に供する。

平成29年4月17日

北九州市長 北 橋 健 治

- 1 道路の種類 市道
- 2 路線名等

整理番号	路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
6534	茶屋の原 馬場山緑 1号線	北九州市八幡西区茶屋の原 二丁目691番3地先から 北九州市八幡西区馬場山緑 767番52地先まで	平成29年4月20日

北九州市公告第262号

一般競争入札により、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第4条に規定する特定調達契約を締結するので、北九州市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年北九州市規則第78号）第5条第1項の規定により読み替える北九州市契約規則（昭和39年北九州市規則第25号。以下「契約規則」という。）第4条第1項の規定により次のとおり公告する。

平成29年4月17日

北九州市長 北 橋 健 治

1 調達内容

(1) 特定役務の名称及び数量

区役所電話交換設備借入れ 一式

(2) 履行の内容等 仕様書で定めるとおり

(3) 借入期間 平成29年9月1日から平成36年8月31日まで

(4) 履行場所 門司区役所、小倉南区役所、若松区役所、八幡東区役所、八幡西区役所及び戸畑区役所

(5) 入札方法 総価により行う。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争入札参加資格

次の各号のいずれにも該当する者であること。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 北九州市物品等供給契約の競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則（平成7年北九州市規則第11号）第6条第1項の有資格業者名簿（以下「有資格業者名簿」という。）に記載されていること。

(3) 本市から指名停止を受けている期間中でないこと。

3 競争入札参加資格審査の申請

この公告に係る一般競争入札に参加を希望する者で有資格業者名簿に記載されていないものは、北九州市技術監理局契約部契約制度課（電話 093-582-2545）に本入札に参加を希望する旨を告げた上で、平成29年5月9日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年

法律第178号)に規定する休日(以下「日曜日等」という。)を除く。)に競争入札参加資格審査申請を行わなければならない。

4 入札書の提出場所等

(1) 契約条項を示す場所及び日時

ア 場所 北九州市小倉北区城内1番1号

北九州市市民文化スポーツ局市民総務部総務区政課

イ 日時 公告の日から平成29年5月31日まで(日曜日等を除く。)

の毎日午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時まで

(2) 入札説明書及び仕様書の交付方法 前号アの場所において無償で交付する。

(3) 競争参加の申出書の提出

ア 持参による場合 この公告に係る一般競争入札に参加を希望する者は、平成29年5月9日の午後5時までに競争参加の申出書を第1号アの場所に提出しなければならない。

イ 郵送による場合 第1号アの場所に書留郵便により、平成29年5月9日の午後5時までに必着のこと。

(4) 入札説明会 入札説明会は行わないものとする。

(5) 入札及び開札の場所及び日時

ア 場所 北九州市小倉北区城内1番1号

北九州市役所本庁舎地下2階第3入札室

イ 日時 平成29年5月31日午前10時

ウ 郵送による場合の入札書の受領期限 第1号アの場所に書留郵便により、平成29年5月30日の午後5時までに必着のこと。

5 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

ア 言語 日本語

イ 通貨 日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金 入札価格の100分の5以上。ただし、契約規則第5条第7項各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金 契約金額の100分の5以上。ただし、契約規則第25条第7項第1号又は第3号のいずれかに該当する場合は、免除する。

(3) 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者がした入札

- イ 申請書等に虚偽の記載をした者がした入札
- ウ 契約規則第12条各号のいずれかに該当する入札

(4) 落札者の決定方法

契約規則第13条第1項の規定により定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札を行った者を落札者とする。

(5) 契約書作成の要否 要

(6) 契約書作成に要する費用は、全て落札者の負担とする。

(7) この公告に係る契約は、政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

(8) この公告に係る契約に関する事務を担当する主管課の名称及び所在地等

北九州市市民文化スポーツ局市民総務部総務区政課
〒803-8501 北九州市小倉北区城内1番1号
電話 093-582-2155

6 Summary

(1) Nature of Service to be procured

Lease of Telephone switching equipment to be installed in the Ward Office (6offices)

(2) Deadline of Tender(by hand)

10:00a.m, May 31, 2017

(3) Deadline of Tender(by mail)

5:00p.m, May 30, 2017

(4) For further information, please contact:

General Affairs and Ward Coordination Division,
Citizen Services, Culture and Sports Bureau,
City of Kitakyushu

北九州市公告第263号

一般競争入札により、区役所電話通信回線サービスの提供業務契約を締結するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び北九州市契約規則（昭和39年北九州市規則第25号。以下「契約規則」という。）第4条第1項の規定により次のとおり公告する。

平成29年4月17日

北九州市長 北 橋 健 治

1 調達内容

- (1) 業務名 区役所電話通信回線サービスの提供業務
- (2) 履行の内容等 仕様書で定めるとおり
- (3) 履行期間 契約締結の日から平成31年3月31日まで
- (4) 履行場所 門司区役所、小倉南区役所、若松区役所、八幡東区役所、八幡西区役所及び戸畑区役所
- (5) 入札方法 総価により行う。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争入札参加資格

次の各号のいずれにも該当する者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 北九州市物品等供給契約の競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則（平成7年北九州市規則第11号）第6条第1項の有資格業者名簿に記載されていること。
- (3) 電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第2条第5号に規定する電気通信事業者であること。
- (4) 本市から指名停止を受けている期間中でないこと。

3 入札書の提出場所等

- (1) 契約条項を示す場所及び日時

ア 場所 北九州市小倉北区内1番1号

北九州市市民文化スポーツ局市民総務部総務区政課

イ 日時 公告の日から平成29年5月26日まで（日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を

除く。)の毎日午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時まで。

(2) 入札説明書及び仕様書等の交付方法 前号アの場所において無償で交付する。

(3) 入札説明会 入札説明会を行わないものとする。

(4) 競争参加の申出書の提出 この公告に係る一般競争入札に参加を希望する者は、平成29年5月9日午後5時までに競争参加の申出書を第1号アの場所に提出しなければならない。郵送による場合は、第1号アの場所に書留郵便により、平成29年5月9日午後5時必着のこと。

(5) 入札及び開札の場所及び日時

ア 場所 北九州市小倉北区内1番1号

北九州市役所本庁舎地下2階第3入札室

イ 日時 平成29年5月26日 午前10時

4 その他

(1) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金 入札価格の100分の5以上。ただし、契約規則第5条第7項各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金 契約金額の100分の5以上。ただし、契約規則第25条第7項第1号又は第3号のいずれかに該当する場合は、免除する。

(2) 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者がした入札

イ 申請書等に虚偽の記載をした者がした入札

ウ 入札者に要求される義務を履行しなかった者がした入札

エ 契約規則第12条各号のいずれかに該当する入札

(3) 落札者の決定方法

契約規則第13条第1項の規定により定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札を行った者を落札者とする。

(4) 契約書作成の要否 要

(5) 契約書作成に要する費用は、全て落札者の負担とする。

(6) この公告に係る契約に関する事務を担当する主管課の名称及び所在地等

北九州市市民文化スポーツ局市民総務部総務区政課

〒803-8501 北九州市小倉北区内1番1号

電話 093-582-2155

北九州市公告第 264 号

北九州市環境影響評価条例（平成 10 年北九州市条例第 11 号）第 20 条第 1 項の規定により対象事業内容変更届出書の提出があったので、同条第 2 項の規定により、次のとおり公告する。

平成 29 年 4 月 17 日

北九州市長 北 橋 健 治

- 1 事業者の氏名及び住所
株式会社響灘火力発電所
代表取締役 塚田裕行
北九州市戸畑区中原新町 2 番 1 号
- 2 対象事業の名称
響灘火力発電所建設事業
- 3 変更事項
資材置場及び現場事務所等の位置
- 4 変更内容

変更前	変更後
北九州市若松区響町一丁目 9 4 番 4	北九州市若松区響町一丁目 6 2 番 1 の一部、6 2 番 2 2 の一部、9 4 番 4 地先、1 0 5 番 1 の一部及 び 1 0 5 番 3 の一部

- 5 変更年月日
平成 29 年 4 月 7 日
- 6 変更理由
資材置場及び現場事務所等の計画区域（国有地）が使用できなくなったため